

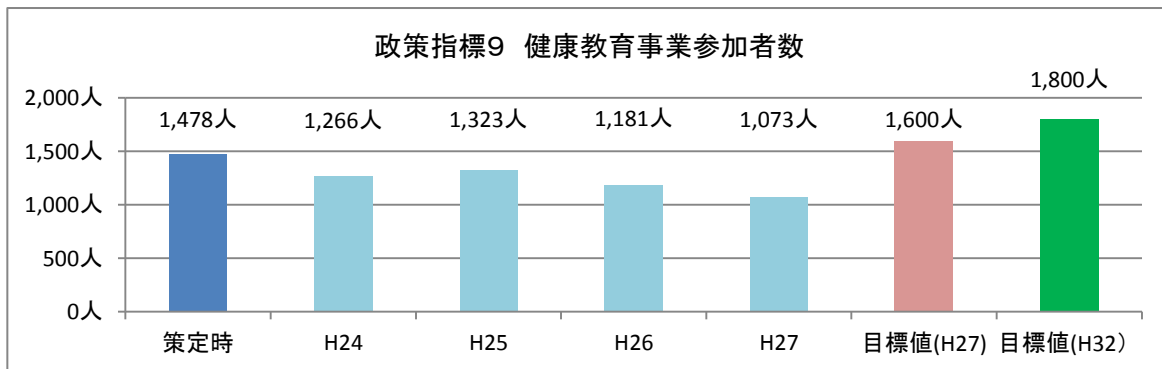
第2章 ともに支え合う あきしま (健康と福祉の充実)

1 心とからだを支える (健康づくりの推進)

(1) 健康・医療

**施策の目指す姿**

すべての市民が生涯にわたり、健康で明るく元気に、いきいきと暮らしています。



※ 1事業の定員を30名とし、延べ60回程度開催している。参加者の安全を確保するためには、会場の面積から、定員の増加は見込めない。市民の健康づくりを支援するという目的から、人気あまりない事業であっても、あえて実施するものもある。全ての事業が定員いっぱいとならなければ、平成32年の目標値には到達しない。また、平成27年度の目標値も各事業9割程度の参加が必要となる。現状の事業回数では、目標のクリアには困難性もある。

施策の体系 ~健康・医療~	
<p>①健康づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A ヘルスプロモーションの推進</li> <li>B 健康に関する正しい知識の普及と啓発</li> <li>C 地域における健康づくりの推進</li> <li>D こころの健康づくり</li> </ul> <p>②保健・予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A 疾病の予防と早期発見</li> <li>B 相談・指導体制の充実</li> <li>C 感染症対策の充実</li> </ul>	<p>③医療体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A 地域医療体制の充実</li> <li>B 救急医療体制の充実</li> <li>C 在宅医療体制の充実</li> <li>D 献血運動の推進</li> </ul>

具体的な事業	基本計画 P96
<b>①健康づくりの推進</b>	
<b>ヘルスプロモーションの推進</b>	
<p>【内容】 市民一人ひとりが健康づくりを自分自身の問題として捉え、「自らの健康は自ら守る」ことを基本とし、その取り組みをサポートする計画「健康あきしま 21」を策定し推進している。なお、平成 27 年度に計画を見直し、平成 28 年度からは、「健康あきしま 21（第 2 次）」がスタートしている。</p> <p>また、市民の健康づくりのよいきっかけとなるように、チャレンジデーの取り組みを進めている。これは、人口規模のほぼ同じ自治体同士が、1 日に、15 分以上継続して運動やスポーツなどの身体活動（運動）を行った住民の「参加率」を競い合うスポーツイベントで、市民が気軽に、そして楽しんで参加できるとともに、健康づくりにつながる取り組みとなっている。</p> <p>【効果】 市民の主体的な健康づくりの取り組みを具体的に支援し、市民の健康維持、疾病予防に寄与している。詐欺</p> <p>チャレンジデーは、例年、参加率が 70%を超え、参加率 55%以上を記録した自治体に贈られる「金メダル」を連続獲得している。また、平成 28 年度は参加率 85.1%を記録するなど、イベントの趣旨も市民に広くいきわたり、市民の健康づくりにつながっている。</p>	
<b>健康教育事業</b>	
<p>【内容】 健康づくりのため、ストレッチ体操などの運動と栄養・休養について学ぶ「いきいき元気教室」や、講義、運動、栄養実習から正しい知識と生活習慣を身につける「生活習慣病予防教室」など様々な教室、講座を実施した。</p> <p>【効果】 平成 27 年度の実施回数は合わせて 60 回開催し、参加者数は延べ 1,073 人となっている。健康に過ごす知識を身につけ、参加者同士の交流の場ともなっている。</p>	
<b>いきいき健康ポイント制度</b>	
<p>【内容】 誰もが健康維持活動に励み、また継続することを目標として、健康づくりのためのスポーツや健診、また自治会活動や市のイベントに参加することでポイントをため、ポイントが 30 ポイントを超えたら応募ができ、応募者の中から抽選で景品を贈呈する。28 年度より新たに高齢者専用（今年度 65 歳以上の方を対象）のポイントカード（20 ポイントで応募可能）を加えた。</p> <p>【効果】 平成 27 年度の実施回数は 559 件。楽しみながら健康維持活動に取り組むことができている。</p>	
<b>こころと命の相談事業</b>	
<p>【内容】 悩みを抱えている方や、その家族・友人・支援者の相談に保健師や心理士が応じるほか、他の相談窓口の紹介。こころに関する様々な相談が入るが、自殺念慮を訴える内容もある。平成 27 年度の相談者は、延べ 169 件。</p> <p>【効果】 相談環境を確保することで、相談者の心の拠り所となり、不安などの解消につながっている。</p>	
<b>②保健・予防対策の推進</b>	
<b>健康診査事業、がん検診事業</b>	
<p>【内容】 健康診査、胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がん、前立腺がん検診などを実施（年齢要件等あり）。平成 27 年度の実施回数は健康診査 461 人、胃がん 2,820 人、子宮がん 2,862 人、肺がん 2,098 人、乳がん 1,437 人、大腸がん 4,484 人、前立腺がん 1,774 人。</p> <p>【効果】 早期発見、早期治療につながった。</p>	
<b>特定健康診査、特定保健指導、特定健康診査未受診者勧奨、特定健康診査フォローアップ事業</b>	
<p>【内容】 メタボリックシンドロームに着目した特定健診を中心に実施している。近年、利用者数が低迷している保健指導を含め、引き続き、より効果的な事業実施方法、取り組みを検討している。</p> <p>【効果】 健診受診率は、50%を超え都内平均を上回る状況であり、健康リスクの早期把握に関し一定の効果が得られている。</p>	

<p><b>②保健・予防対策の推進</b></p>															
<p><b>相談・指導体制の充実</b></p> <p>【内容】保健栄養相談や育児相談、自殺予防対策を目的とした「こころといのちの相談」や妊娠期からの子育て支援のための「にんしんSOS相談」などを実施している。訪問指導では、乳児家庭全戸訪問と新生児訪問を一本化し、出産後4カ月までのすべての家庭に保健師もしくは助産師が家庭訪問を行った。</p> <p>【効果】骨密度測定や動脈硬化測定は市民の関心が高く応募状況は毎回良好である。単に測定するだけでなく生活習慣病予防の啓発の場となっている。乳児家庭全戸訪問は長期入院児や里帰り家庭を除き、実施率96%にのぼる。核家族で子育てをする家庭が増えている中で、母親が孤立して育児する不安の解消などがはかられている。</p>															
<p><b>予防接種</b></p> <p>【内容】定期予防接種、任意予防接種を実施している。接種対象者には通知を送付し、接種を受けていない対象者には勧奨通知を送るなどしている。また、任意接種ができるものなど、広報やホームページなどで周知に努めた。</p> <p>【効果】特に、乳幼児の保護者の意識はととも高く、90%代後半の接種率となっており、疾病の予防につながっている。</p>															
<p><b>各種栄養講座の実施</b></p> <p>【内容】栄養講座において、食品や食生活に関する知識と理解を深め、保健所との連携により正しい情報提供を実施した。</p> <p>【効果】生活習慣病の予防や食生活の改善による健康増進に寄与するとともに食中毒の予防にもつながっている。</p>															
<p><b>感染症対策</b></p> <p>【内容】新型インフルエンザ等対策行動計画の策定やジカ熱・デング熱などの啓発注意喚起を実施した。また、発生時には保健所と連携をはかりながら感染拡大の防止に努める。</p> <p>【効果】新型インフルエンザ等対策行動計画の策定により、感染症対策への体制整備がはかられた。</p>															
<p><b>③医療体制の整備</b></p>															
<p><b>かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局づくりの推進</b></p> <p>【内容】市民に必要な医療や福祉サービスの提供に関するコーディネート機能が発揮されることが期待される「かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局づくり」を推進した。健康教室などにおいてその周知に努めた。</p> <p>【効果】地域の医療機関と継続的に関わることで、自身の健康状態の把握や緊急時における適切な医療受診がはかられる。</p>															
<p><b>休日・準夜診療、休日歯科応急診療事業</b></p> <p>【内容】市民の健康と福祉に貢献することを目的として、休日・準夜における急病患者に対する救急対策の一環として実施した。</p> <p>【効果】緊急時においても、安心して医療を受けることができる。</p> <table border="0" data-bbox="379 1603 1082 1709"> <tr> <td>平成27年度 休日応急診療</td> <td>日数</td> <td>72日</td> <td>利用者</td> <td>3,663人</td> </tr> <tr> <td>休日準夜応急診療</td> <td>日数</td> <td>72日</td> <td>利用者</td> <td>338人</td> </tr> <tr> <td>休日歯科応急診療</td> <td>日数</td> <td>72日</td> <td>利用者</td> <td>321人</td> </tr> </table>	平成27年度 休日応急診療	日数	72日	利用者	3,663人	休日準夜応急診療	日数	72日	利用者	338人	休日歯科応急診療	日数	72日	利用者	321人
平成27年度 休日応急診療	日数	72日	利用者	3,663人											
休日準夜応急診療	日数	72日	利用者	338人											
休日歯科応急診療	日数	72日	利用者	321人											
<p><b>災害時の医療救護活動について</b></p> <p>【内容】災害時の医療救護活動について、医師会、歯科医師会、薬業会、薬剤師会、接骨師会と協定を締結し、災害時の医療救護体制を整えている。</p> <p>【効果】災害発生時においても、協定に基づき関係機関から協力を得ることができる。</p>															
<p><b>地域包括ケアシステムの構築</b></p> <p>【内容】地域の事情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築に向け取り組んでいる。</p> <p>【効果】現在、高齢者保健福祉計画に位置付けた体制の整備に努めている。</p>															

### ③医療体制の整備

#### 献血運動の推進

【内容】必要とする方に確実に血液を届けるため、献血運動に協力している。献血推進協議会の開催、市役所では年3回、献血車による献血を実施した。

【効果】来庁者、職員に呼びかけ、多くの方にご協力いただき、輸血製剤の確保と提供に寄与した。

### 内部評価

健康づくりに対する取り組みは、行政のみならず、市民個々の意識の向上なくして推進ははかれないと認識している。医療環境・体制の整備、予防対策の啓発などに力を入れたことにより、受診者数や受診率は微増ではあるが上昇し、市民の意識の向上にもつながっている。しかしながら、生活環境の多様化、市民相互の連携に対する意識の低下、核家族化などにより、市民が孤立する傾向にあり、こころの相談件数は増加している。

また、政策指標である健康教室事業参加者数は目標値を下回っているが、参加者のアンケート結果も考慮し、健康づくりを進めるうえで有効な事業を実施し、できる限り多くの方に参加していただけるよう検討を進める。

災害に対する体制づくりについては、徐々にではあるが関係機関と連携強化に向けた協議を進めている。

### 評価

健康づくりの取り組みについては、いきいき健康ポイントやチャレンジデーに取り組む中で推進がはかられている。

健康診査やがん検診などの受診率については、さらに向上させ、疾病の予防と早期発見に努められたい。

また、こころの相談件数は増加しているようなので、親身になって相談を受け、市民が心の健康を取り戻せるよう引き続き努められたい。

## (2) 保険・年金

## 施策の目指す姿

保険や年金などの仕組みが安定し、充実して、市民の誰もが安心して暮らしています。

施策の体系 ～保険・年金～	
<b>①国民健康保険</b> A 保険財政の健全化 B 保健事業の充実 <b>②後期高齢者医療制度</b> A 制度の安定的な運営 B 被保険者の健康の保持・増進 C 制度の抜本的改革への対応	<b>③介護保険</b> A 制度の円滑な執行 B 安定的な事業運営の確保 <b>④国民年金</b> A 加入の促進 B 制度の安定と充実

具体的な事業	基本計画 P104
<b>①国民健康保険</b>	
<b>国民健康保険税収納対策</b>	
<p>【内容】口座振替の利用促進、納付の機会の拡充としてコンビニ収納やクレジット収納制度の導入及び休日窓口、電話催告、訪問徴収などを実施した。</p> <p>【効果】収納率は平成27年度80.3%と23年度から7.2ポイント向上し、税負担の公平公正の確保と安定的制度運営の財源確保につながっている。</p>	
<b>医療費適正化対策</b>	
<p>【内容】後発医薬品の利用を促進し、医薬品の効果額を検証する。また、柔道整復療養費調査、医療費分析を実施し、給付費の推移を検証し、より効果的な受診方法の検討を実施している。詳細な分析は今後となるが、本市においても、全国的な傾向と同様、生活習慣病に関する費用が約24%と、全体に占める割合が高いことが判明した。これらを踏まえた本格的な分析を今後実施する。</p> <p>【効果】後発医薬品利用については、平成26年度末時点で、対象医薬品の約49%の利用率となっている。また、柔道整復療養費が含まれる療養費全体額が、調査開始前の平成24年度と比べ、平成27年度決算では、約267百万円減となっている。</p>	
<b>国民健康保険制度の広域化</b>	
<p>【内容】平成30年度の広域化に向け、都と共同保険者となる準備を進めている。財政運営方法の変更など引き続き遺漏のないよう、対応に努めていく。</p> <p>【効果】制度の安定化と市町村間の格差を是正がはかれる。</p>	
<b>健康保持のための保健活動、啓発活動の推進</b>	
<p>【内容】特定健診・保健指導は、40歳以上の国保加入者を対象として実施している。生活習慣病に主眼を置いた健診として、内臓脂肪面積や腹囲などを健診項目とし、生活習慣への働きかけを行う保健指導の対象者を的確に抽出し、健診・指導を一体として生活習慣病へのアプローチを実施している。平成25年度から本市では独自の取り組みとして、保健指導の対象とはならなかった受診者に対しても、フォローアップ事業を行い、メタボ予備軍へのアプローチを実施している。</p> <p>【効果】特定健診の受診率の向上から、健康に対する意識の向上ははかられているが、事業実施による疾病や医療費に係る数値的な効果の把握には至っていない。</p>	

<p><b>②後期高齢者医療制度</b></p>
<p><b>保険料訪問徴収</b>  <b>【内容】</b> 専門嘱託員による訪問徴収を実施。  <b>【効果】</b> 制度発足から収納率 98%以上を保ち、制度の安定的な運営に質している。</p>
<p><b>後期高齢者健康診査</b>  <b>【内容】</b> 生活習慣病を早期に発見し、健康状態を保持・増進することにより、いつまでも介護を必要としない身体を維持していただくために後期高齢者健康診査を実施した。  <b>【効果】</b> 年々受診率が向上し平成 27 年度には 50%を超える状況となった。被保険者の健康への意識付けがはかられている。</p>
<p><b>制度の抜本的改正への対応</b>  <b>【内容】</b> 平成 22 年 12 月「高齢者医療制度改革会議」の最終まとめ時点では、後期高齢者医療制度を廃止したうえで、現行制度の利点はできる限り維持し、より良い制度を目指すという考え方が示されたが、その後の「社会保障制度改革国民会議」では現行制度を基本として必要な改善を行っていくことが適当であるとの報告がなされた。この報告を踏まえ平成 25 年 12 月に成立したプログラム法では、高齢者医療制度の在り方について医療制度改革の実施状況を踏まえ、必要に応じた見直しに向け、検討を行うとされている。発足から 8 年を経過した後期高齢者医療制度は、高齢者の保険料と現役世代の負担の明確化、公平化をはかる制度として定着してきており、今後も国の状況、推移を注視し情報収集に努め、市民への的確な情報提供を行っていく。  ※プログラム法…持続可能な社会保障制度の確立をはかるための改革の推進に関する法律  <b>【効果】</b> 制度の改正は行われていないため、具体的な対応は未実施。</p>
<p><b>③介護保険</b></p>
<p><b>昭島市高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画の推進</b>  <b>【内容】</b> 高齢者が住みなれた地域で、尊厳を持ち、健康で自立した生活を継続できる環境づくりや介護予防の推進を進めるため、「高齢者がいきいきと暮らすまち 昭島」を基本理念に、第 5 期介護保険事業計画を継承し、平成 27 年 3 月に計画を策定。「介護予防事業を推進し、生活機能の維持・向上を図る」、「家族の介護負担軽減とひとり暮らし高齢者を支援する」、「できるだけ在宅で生活を続ける」、「持続可能な制度運営を目指す」を基本目標とし、具体的な取り組み項目を 79 項目としている。第 5 期介護保険事業計画の平成 26 年度末時点の進捗状況の見込みとしては、全 72 項目のうち実施済は 58 項目 (80.6%)、一部実施が 12 項目 (16.7%)、未実施のものが 2 項目 (2.8%) となっている。また、関係団体や公募市民委員で構成する介護保険推進協議会を設置し、計画の進捗状況などの検証・評価を行い、その推進をはかっている。  <b>【効果】</b> 高齢者が住みなれた地域で、尊厳を持ち、健康で自立した生活を継続できる環境づくりや介護予防の推進をはかった。</p>
<p><b>介護認定審査会の運営</b>  <b>【内容】</b> 介護認定審査会を開催し、要支援・要介護の適正な審査に努めている。また、審査判定の適正かつ効率化をはかるため、審査会代表との協議を重ねるとともに、認定調査員への研修を実施し、調査の精度向上をはかっている。  <b>【効果】</b> 適正な審査判定を行うことで、申請者の状態に見合った介護給付サービス受給につながっている。</p>
<p><b>安定的な事業の運営について</b>  <b>【内容】</b> 保険料の改定については、第 5 期介護保険事業計画 (H24～26) 及び第 6 期介護保険事業計画 (H27～29) で行い、介護保険特別会計の財政運営は計画の範囲内で推移している。  収納対策については、介護保険制度の説明に努めると共に、納期限を過ぎた者については、訪問徴収事務嘱託員による訪問徴収や休日納付相談窓口の開催により、高齢者に対し納付機会の増加及び納付意識の促進をはかり収納率向上に努めている。  調整交付金については、全国市長会を通じて別枠化するよう要望している。  <b>【効果】</b> 収納率については、平成 26 年度は 95.0%、平成 27 年度は 95.1%となっており、制度の安定運営と公平・公正な負担の確保につながっている。</p>

<b>④国民年金</b>
<p><b>加入の促進について</b></p> <p>【内容】現在、二十歳の国民年金加入に関しては、直接日本年金機構より通知が送付されている。退職などによる加入申請や免除申請と合わせ、市では受付事務を行うため、広報やホームページなど活用し、地域年金事務所と連携をはかりながら市民への周知活動、情報提供に努めている。</p> <p>【効果】加入者情報は年金事務所単位で把握しているため、市としての効果把握には至っていない。</p>
<p><b>年金相談員の配置</b></p> <p>【内容】年金事務所などでの実務経験者が常勤し、国民年金制度のみならず、相談員の業務経験を生かし厚生年金などに関する手続きの案内なども行っている。近年は、障害年金、保険料の免除申請に関する内容が増えてきている。年間平均で、一日約20件の相談を受付けている。</p> <p>【効果】市民対応、相談の充実がはかられた。</p>
<p><b>納付率の向上に向けて</b></p> <p>【内容】現在、国民年金保険料の納付事務に関しては日本年金機構により行われている。民間への業務委託なども実施されているため、広報やホームページなど活用し、地域年金事務所と連携をはかりながら市民への周知活動、情報提供に努めている。</p> <p>【効果】年金事務所単位での実績となるため、市としての効果は把握していない。</p>
<p><b>安心して暮らせる年金の実現に向けた関係機関への要請について</b></p> <p>【内容】全国市長会を通じて、要請を引き続き行っている。</p> <p>【効果】市としての効果は、把握していない。</p>

<b>内部評価</b>
<p>保険・年金制度は国の制度設計に基づき、運営されており、各保険制度においては、協議会・審議会により運営状況などの確認が行われている。こうしたことから適正な取り組みが行われているものとする。しかしながら、医療給付費や介護給付費などの増加に対し、制度の安定的な運営の確保が課題となっている。国に対しては、国庫財源の確実なる交付を要請するとともに、保険者（市）としても、公平・公正な負担への取り組みを進めている。</p> <p>また、計画期間後半期においては、大きな課題の一つである国民健康保険制度の抜本的改正に対応していく必要がある。平成30年4月より財政運営責任等を都道府県に移行し、制度の安定化をはかるための広域化に向けて、財政運営方法の変更など、引き続き遺漏のないよう対応をはかる。</p>

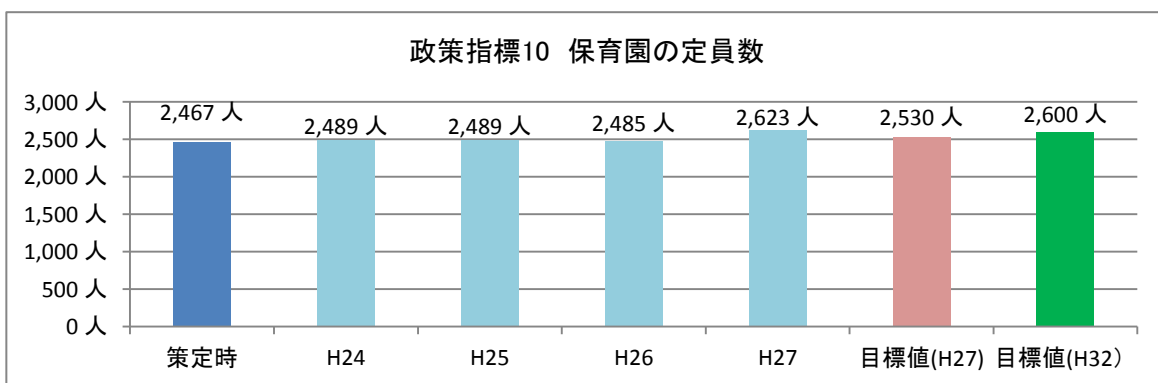
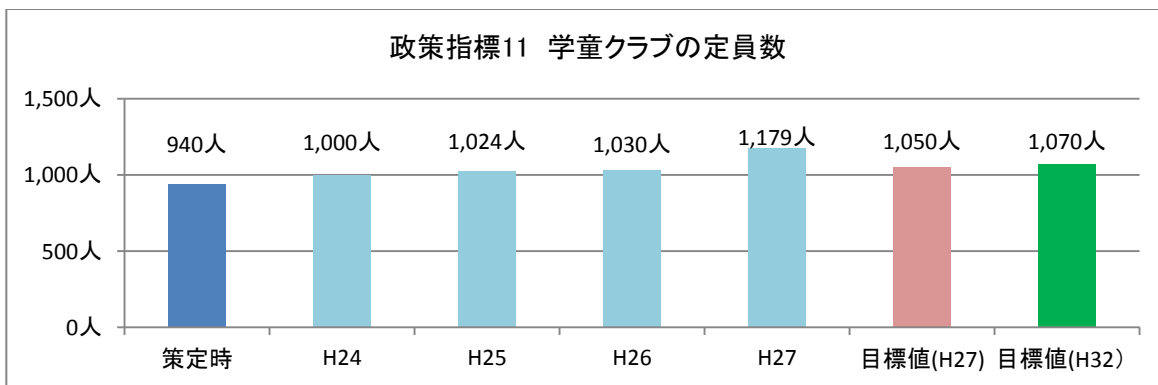
<b>評価</b>
<p>国民健康保険税の収納率は上昇しているようである。納税者が不公平感を感じることはないよう、また、制度の安定性を保つためにも、納税者が納めやすくなるような工夫が必要であり、実践されている。</p> <p>後期高齢者健康診査の受診率は50%程度のものであるが出来るだけ介護を必要としない身体を維持していくために、生活習慣病の早期発見及び治療は有効である。受診率向上に向け取り組みを進められたい。</p> <p>国民年金については未納率が高く問題になっている。老後の生活設計には基盤となるものであることから市民への周知活動、情報提供に努め安定的な財源を確保し、将来にわたって持続可能な制度としていただきたい。</p>

2 地域で支え合う（地域福祉の充実）

(1) 児童福祉

施策の目指す姿

子育てや子どもの自立を地域ぐるみで支援し、子育てしやすい環境のもと、子どもたちが元気で健やかに成長しています。



施策の体系 ～児童福祉～

①次世代育成支援行動計画の推進

②子育て家庭への支援

- A ワーク・ライフ・バランスの推進
- B 地域における子育て支援
- C 保育サービスの充実

③児童の健全育成

- A 子どもの人権の尊重
- B 子どもをとりまく環境の整備

④ひとり親家庭の自立支援

- A 相談業務などの充実
- B 援助施策の充実



具体的な事業	基本計画 P109
<b>①次世代育成支援行動計画の推進</b>	
<b>子ども・子育て支援事業計画の推進</b>	
<p>【内容】家庭・地域と連携し、未来の昭島を担う子ども達一人ひとりが安全に健やかに育まれるよう支援することを目的として、次世代育成支援計画の将来像を引き継ぐ「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、支援事業計画に基づき事業を実施。</p> <p>【効果】保育園の新築や既存の保育園を改築し定員の増をはかった。 また、利用者支援に関する事業について1箇所、地域子育て支援拠点事業1箇所を設置するなど、計画に基づく施策を実施することで待機児童の解消、子育てに悩む保護者の支援などが推進されている。</p>	
<b>②子育て家庭への支援</b>	
<b>ワーク・ライフ・バランスの推進</b>	
<p>【内容】保護者が安心して子どもを預け働ける環境を整えるため、待機児童解消に向けた保育園の改修、新園の開設による児童の定員枠の拡充に努めている。また、地域子育て支援拠点事業として、子育てひろばを行っており、子育てや子どもの発達などの様々な悩み相談、同年代の子どもたちの集いの場の提供により、地域の子育て支援の充実をはかっている。</p> <p>【効果】保育の実施と、子育て支援の双方から子育て世帯を支え、ワーク・ライフ・バランスの実現に寄与している。</p>	
<b>ファミリー・サポート・センター事業</b>	
<p>【内容】生後2か月～満12歳までの子どもの保護者を対象に育児の補助をしたい方（協力会員）と育児の援助をしてほしい方（利用会員）が会員となり、地域の中で助け合いながら子育ての援助活動を実施した。平成26年度は4,795件、平成27年度は5,379件の利用があった。</p> <p>【効果】保育所などの送迎や預かりにニーズが高く、保護者の子育てと就労などの両立がはかられた。</p>	
<b>地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）</b>	
<p>【内容】未就学の子どもと保護者が気軽に集い、相互交流・情報提供・子育ての不安や悩みを相談できる場所を提供する事業及び子育てボランティアや子育てグループの活動を支援した。平成27年度に都・市単独型子育てひろば1箇所増設、28年度には2箇所増設する。</p> <p>【効果】ニーズは非常に高く、身近な場所で、安全に安心して子どもが遊べる環境や同じ年齢の親子との交流の場となっている。</p>	
<b>民間保育所等整備事業</b>	
<p>【内容】新規の保育所の設置や既存保育所の改築などにより保育所の定員の増員をはかった。</p> <p>【効果】平成28年4月現在では待機児童数が21名となり、平成27年4月より30名の減となった。</p>	
<b>多子世帯保育所等利用負担軽減事業</b>	
<p>【内容】子育てに係る保護者の経済的負担の軽減をはかり、子どもを生み育てやすい環境づくりを推進するため、多子世帯の未就学児を対象とし、保育所などの一時預かり保育、病児・病後児保育、幼稚園の預かり保育（在園児のみ）を利用する場合の利用料を軽減した。</p> <p>【効果】子育て支援事業を利用しやすくなり需要が増加している。平成27年度の利用者は第2子延べ1,941人、第3子以降延べ113人（平成27年度新規事業）</p>	
<b>保育サービスの充実</b>	
<p>【内容】時間外保育、休日保育、病児・病後児保育、一時預かり、トワイライトステイ事業など、保護者の就労形態、疾病、出産及び親族の看護、その他育児疲れなどでリフレッシュしたいとき、仕事その他の理由により平日の夜間に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合など、様々な状況に対応した保育サービスを実施している。</p> <p>【効果】子育て並びに子育てと就労などの両立を支援することにより子育て世代の負担を軽減している。</p>	

<b>②子育て家庭への支援</b>
<p><b>学童クラブ事業</b></p> <p>【内容】保護者の就労や疾病などの理由で、放課後や夏休みなどに適切な監護（保育）が受けられない小学校1学年から3年生の児童を対象に、安全な放課後の生活の場を提供するとともに健全な育成をはかる。第二学童クラブの新設により、定員増をはかり、待機児童の解消に努めた。</p> <p>【効果】待機児童の解消がはかられている。</p>
<p><b>地域組織化事業</b></p> <p>【内容】はじめて赤ちゃんのための育児講座など、各種講座を実施した。また、地域で子育て支援活動をしているグループやボランティアのネットワーク作り（グループネット）をはかり、活動の情報交換をし、地域子育て支援の活性化と環境の整備を行う。</p> <p>【効果】講座参加者同士の親子の関わりや交流の場として仲間作りに役立っている。グループネットでは自主サークル作りの一助となっている。</p>
<p><b>子ども家庭支援センター</b></p> <p>【内容】0～18歳未満の子どもと家庭に関する総合相談窓口を開設。子ども自身や子育て中の方の相談に応じるほか、ショートステイ事業、養育支援等訪問事業などの在宅サービスの提供や調整など、地域の子育てに関する情報の提供や児童虐待の相談も受けている。平成27年度の相談受付件数は6,169件で、相談件数は増加傾向にある。</p> <p>【効果】子育ての悩みの解消や心身の負担軽減にもつながっている。</p>
<b>③児童の健全育成</b>
<p><b>子どもと親の家庭教育講座</b></p> <p>【内容】社会の急速な変化に伴い家庭や地域における教育機能の低下を考慮し、「子どもと親の家庭教育講座」を実施した。</p> <p>【効果】家庭・学校・地域の連携により一層の家庭教育の向上がはかられた。</p>
<p><b>子ども居場所づくり事業</b></p> <p>【内容】乳幼児から18歳になるまでの青少年が自由に来て、遊び、楽しみ、交流できる場として児童センターを、地域の子どもや若者たちが気軽に集まれる居場所・交流の場として青少年交流センターを設置した。また、放課後において、小学校1学年から6学年までの児童に安全・安心な居場所を提供する放課後子ども教室の運営を行った。</p> <p>【効果】多様な子どもの居場所を提供することにより、児童の健全育成に寄与している。</p>
<p><b>要保護児童、児童虐待防止対策</b></p> <p>【内容】要保護児童対策地域協議会を設置し、各機関との連携をはかり、要保護児童の早期発見、適切な支援につなげる。また、児童虐待防止マニュアルの見直しをはかったほか、虐待対策ワーカーに加え、虐待対策コーディネーターを配置した。</p> <p>【効果】要保護児童の早期発見、適切な支援及び児童虐待の予防・早期発見がはかられた。また、マニュアルの見直しでは各機関との連携方法などをフローチャートで分かり易く示した。</p>
<p><b>教育相談事業</b></p> <p>【内容】臨床心理士が子どもの発達や、学校生活などの教育に関する相談を受けた。平成27年度は578件であった。また、スクールソーシャルワーカーが家庭訪問の実施や関係機関と連携し、不登校や家庭の問題解決の支援を行った。</p> <p>【効果】教育相談件数は年々増加傾向にあり、周知がはかられてきている。相談内容としては、不登校、発達障害、情緒不安定が多く、教育に関する悩みなどの改善・克服などの一助になっている。</p>
<p><b>児童遊園維持管理事業</b></p> <p>【内容】児童遊園の除草・ゴミ清掃及びトイレ清掃により、児童の健全で安全な遊び場の提供に努めた。</p> <p>【効果】除草1～4回/年、ゴミ清掃1～2回/週、便器清掃・消毒2回/週、を実施し、児童の健全で安全な遊び場の提供がはかられた。</p>

<p><b>④ひとり親家庭の自立支援</b></p> <p><b>母子・女性相談</b></p> <p>【内容】ひとり親家庭に対して、支援策の情報提供や幅広い相談業務を実施した。平成26年度は1,288件、平成27年度は2,253件の相談があった。</p> <p>【効果】一人ひとりの家族構成や状況に応じた支援の情報提供を行い、ひとり親家庭の安定と自立の援助を行った。</p>
<p><b>ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業</b></p> <p>【内容】ひとり親家庭の経済的な安定と生活の自立をはかるため、各家庭での生活面（主に家事援助）の支援を行った。</p> <p>【効果】ひとり親家庭における経済的負担軽減や、子育てに関する負担軽減がはかられた。</p>
<p><b>母子及び父子福祉資金事業・女性資金事業</b></p> <p>【内容】ひとり親家庭の方々が経済的に自立して、安定した生活を送るために必要とする資金の貸付を行った。貸出件数は、平成26年度151件、平成27年度139件。</p> <p>【効果】母子及び父子並びに寡婦福祉法の改正により、対象者に父子も加わり、ひとり親の経済的自立への支援がはかられた。</p>

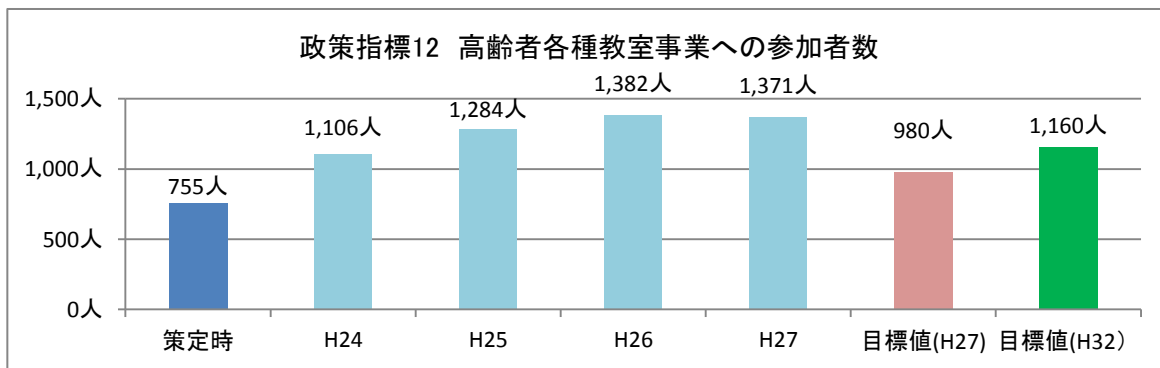
<p><b>内部評価</b></p> <p>少子高齢化が進行する中、子育て支援に関する施策については、一層の拡充が求められている状況にある。</p> <p>また、子ども・子育て支援法の本格施行に応じ、市として平成26年度に子ども・子育て支援事業計画を策定したところである。事業計画にある支援策はもとより、その他の各種子育て支援事業についても、その拡充に努めてきており、取り組み全般として充実、推進がはかられている。</p> <p>子育てに悩む保護者や、ひとり親家庭へ相談業務についても地域の組織や関係機関、市役所内の他部署との連携をはかった。</p> <p>政策指標の中でも市民の要望の強い学童クラブや保育園の定員枠の拡充に向けた取り組みについては、これも事業計画等に基づき進めてきたところである。保育所の待機児童は解消には至っていないが、大幅な定員増を確保した。</p> <p>手当支給や医療助成等での支援策も含め、子育て支援全般についてさらなる推進により、良質な子育て環境の確保をはかりたい。</p>
--

<p><b>評価</b></p> <p>急速な少子高齢化が進む中で、子育てや子どもの自立を地域ぐるみで支援し、子育てしやすい環境のもと、子どもたちが元気で健やかに成長することを目指したこの施策は大変重要である。子ども・子育て支援事業計画に基づき、多種多様な施策が実施されている。</p> <p>子育ての悩みを抱えている保護者の受け皿となっている、「子ども家庭支援センター」の相談受付件数は6,169件となっており、非常に多い。DVや幼児虐待の防止、要保護児童の早期発見と適切な支援は、児童福祉の本質であることから、今後もさらに取り組みを進め、子どもたちが元気で健やかに成長できるよう努められたい。</p>
--

(2) 高齢者福祉

施策の目指す姿

高齢者が健康で生きがいを持ち、地域でいきいきと暮らしています。



施策の体系 ~高齢者福祉~

①介護保険事業の推進

- A 介護保険事業計画の推進
- B 介護予防事業の推進
- C 家庭の負担軽減
- D 在宅生活の継続

②社会参加への支援

- A 生きがいづくりの推進
- B 健康づくりと生涯学習

③尊厳ある暮らしへの支援

- A 生活基盤の安定
- B 権利擁護の推進

④高齢者福祉サービスの充実

- A 在宅サービスの充実
- B 施設サービスの充実

具体的な事業

基本計画 P116

①介護保険事業の推進

介護保険事業計画の推進

【内容】第6期介護保険事業計画の策定については、介護保険推進協議会の審議を経て策定した。この計画は介護保険等対象サービスの充実をはかるもので、計画の推進体制についても定め、随時、進捗状況を点検評価し、介護保険事業の健全な運営や計画的な施策・事業の実施にかかる課題などを整理・検討し改善に努めるとしている。点検評価は介護保険推進協議会が行い、課題などを整理・検討し必要があれば改善する。

【効果】計画に基づき事業を実施することで、介護保険等対象サービスの充実がはかれる。

地域包括支援センターの機能強化

【内容】地域包括ケアや介護予防の中核的役割を担う地域包括支援センターの機能強化に努め充実をはかった。北部地域包括支援センターが平成27年4月に設置され、市内4箇所となった。

【効果】高齢の方や、その家族から、介護や健康、福祉、医療や生活に関する事など、さまざまな悩みや相談を受ける体制の推進がはかられた。

在宅介護者リフレッシュ事業

【内容】介護者の負担軽減のため、介護の知識と技術に関する教室や交流会を実施した。

【効果】介護者知識の習得と交流と、認知症高齢者やその家族が、住み慣れた場所で安心して暮らせる地域づくりの推進がはかられた。

<p><b>①介護保険事業の推進</b></p>
<p><b>認知症サポーター養成講座</b>  <b>【内容】</b> 認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る「認知症サポーター」養成講座を開催した。  <b>【効果】</b> 認知症高齢者やその家族が、住み慣れた場所で安心して暮らせる地域づくりの推進がはかられた。</p>
<p><b>地域密着型サービスの充実</b>  <b>【内容】</b> 平成 29 年 5 月の開設に向けて、認知症対応型グループホーム、本市では未整備の小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について整備が進んでいる。  <b>【効果】</b> 地域包括ケアシステムの構築に向けた介護保険サービスの充実への対応がはかられる。</p>
<p><b>②社会参加への支援</b></p>
<p><b>高齢者各種教室事業</b>  <b>【内容】</b> イキイキ・ニコニコ介護予防教室として、軽体操、ウォーキング、実用書道、絵画、インターネット、陶芸、スポーツ吹き矢、脳のトレーニング、英語、絵手紙、栄養（料理）、歴史散歩などの各講座を開催。また、元気歯つらつ健口講座として、口腔ケアの重要性を学ぶ講座を、他に傾聴ボランティア講座を開催した。  <b>【効果】</b> 高齢者の介護予防、生きがいづくり、仲間づくりの推進に寄与している。また、この事業は、シルバー人材センターやNPO法人ひだまりに多くの部分を委託して実施していることから、高齢者の就労機会の提供にもつながっている。</p>
<p><b>老人クラブ補助事業</b>  <b>【内容】</b> 地域の高齢者が老後の生活を健全で明るいものにするため、自主的にクラブを組織し、クラブ活動を通じて高齢者福祉の増進をはかるため、補助金を交付し、活動の助成と育成をはかった。  <b>【効果】</b> 各クラブ及び連合会が行う社会奉仕活動、健康を進める活動、生きがいを高める活動、友愛活動を通じ、地域で高齢者が生きがいと健康づくりに貢献している。平成 28 年 4 月 1 日現在、老人クラブ 55 クラブ、会員数 4,051 人となっている。</p>
<p><b>ボランティアセンターとの連携など</b>  <b>【内容】</b> 社会福祉協議会のボランティアセンターとの連携し、地域で活動しているボランティアの支援の充実に努め、インフォーマルサービスの充実をはかっている。また、市主催の土曜地域ふれあい事業にボランティア講師を起用し、囲碁教室や陶芸教室（小・中学生対象）を実施している。教室終了後、自主的な活動に発展するなど、高齢者の経験や知識を生かし、多世代間の交流もはかられている。  <b>【効果】</b> 高齢者がボランティア活動を行い、社会に貢献していることを実感することにより生きがいを感じることができる。</p>
<p><b>介護予防教室等の開催</b>  <b>【内容】</b> 高齢者のための各種教室を開催。高齢者イキイキ・ニコニコ介護予防教室は軽体操、スポーツ吹き矢、書道などを実施している。平成 26 年 1 月に第 6 期介護保険事業計画の基礎資料とするため実施した「日常生活圏域ニーズ調査」の結果も考慮し内容を検討していく。  <b>【効果】</b> 介護予防や教室参加者の交流にもつながり好評である。</p>
<p><b>中高年のためのパソコン講習会の開催</b>  <b>【内容】</b> 50 歳以上の市民を対象にワードの基本的な使い方を学ぶパソコン講習会を開催した。  <b>【効果】</b> 講習会に参加することでパソコンに興味を持ち、参加者からなるパソコンサークルも発足されるなど、自主的な学習活動につながっている。</p>
<p><b>③尊厳ある暮らしへの支援</b></p>
<p><b>シルバー人材センターへの補助</b>  <b>【内容】</b> 定年退職などを迎えた方々の労働能力を活用し、追加的収入を得るとともに生きがいの充実を希望する高齢者に対して、地域社会の日常生活に関連した臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な就業の機会を提供する事業について補助する。  <b>【効果】</b> 高齢者の就業機会の増大をはかり、併せて活力ある地域社会づくりに寄与した。</p>

<p><b>③尊厳ある暮らしへの支援</b></p> <p><b>虐待防止に向けて</b>  【内容】行政職員や地域包括支援センター職員などの関係者により虐待対応研修会を開催した。  【効果】高齢者虐待の予防・早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援への体制整備をはかった。</p> <p><b>日常生活自立支援事業</b>  【内容】福祉サービスや介護サービスの提案など、判断能力が不十分な方の福祉サービスの利用などを支援した。  【効果】相談などにより市民への福祉増進につながった。</p> <p><b>地域福祉権利擁護事業</b>  【内容】判断能力が十分でない方を対象に利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用に関する相談に応じ、助言や情報提供などの援助や日常的金銭管理援助により自立して生活が送れるように援助を行った。  【効果】福祉相談を実施し、必要に応じ権利擁護の制度を利用することができて、福祉サービスを必要とする市民の福祉増進につながった。</p> <p><b>成年後見制度利用支援事業</b>  【内容】認知症高齢者、知的障害者ほか、判断能力の低下によって自らの財産管理や日常生活を営むことが困難になった方に、成年後見制度等利用支援を進め地域で安心して生活が継続できるように支援する。  【効果】福祉相談を実施し、必要に応じ成年後見の制度を利用することができて、福祉サービスを必要とする市民の福祉増進につながった。</p> <p><b>地域福祉・後見支援センターあきしま関係機関連絡会</b>  【内容】昭島市社会福祉協議会が設置している、地域福祉・後見支援センターあきしま関係機関連絡会に委員として出席し、成年後見制度を必要とする市民に対して効果的に事業が提供されるよう推進機関の支援を行った。  【効果】成年後見制度を必要とする市民が制度を利用することができた。</p>
<p><b>④高齢者福祉サービスの充実</b></p> <p><b>介護事業者ネットワークについて</b>  【内容】「あきしま地域福祉ネットワーク」と連携し、役員会や全体会などを通じて、行政からの情報を伝達するとともに、事業所間の情報交換をはかり、介護保険サービスの向上に努めた。  【効果】介護サービスの向上につながった。</p> <p><b>特別養護老人ホーム建設費等補助</b>  【内容】特別養護老人ホームの待機者が多数いる状況に対応するため、新たな特別養護老人ホーム施設建設に伴う建設費の一部や、ベッド確保のための補助を実施した。  【効果】市民のために一定数のベッドを確保し、在宅生活が困難な要介護高齢者の生活の場の確保や、介護をしている家族の介護負担の軽減がはかられた。</p>

**内部評価**

市民生活に定着した介護保険制度と一般高齢者施策が相俟って、高齢者福祉の充実に向けた様々な取り組みが展開されている。介護保険事業については介護予防を基軸とし、協議会による進捗状況の確認なども行われる中で、制度の安定的な運営の確保がはかられている。高齢者の社会参加への支援についても、生きがい対策、健康づくり、介護予防の視点から各種教室事業も展開され、老人クラブへの支援や活動拠点となる高齢者福祉センターの運営を行い、高齢者の活動支援体制も構築されている。また、介護が必要になった時にも、安心して介護サービスが受けられるよう、介護需要を踏まえたうえで在宅サービスや施設サービスなど、介護基盤の整備・確保が進められている。今後、地域包括ケアシステムの構築に向け、医療と介護の連携を進めるとともに、地域福祉ネットワークや関係団体と連携し、さらなる取り組みの推進をはかる。

**評価**

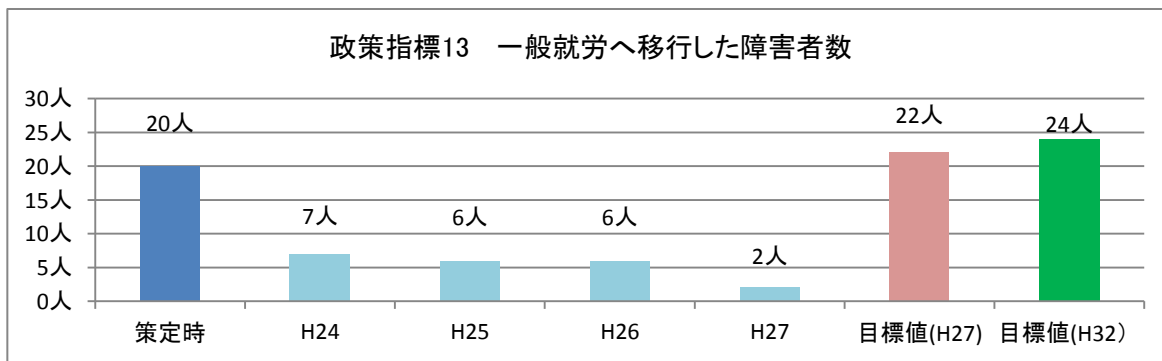
今後も高齢化が進み、高齢者福祉の施策はいずれも重要である。その中において、認知症については社会的問題となってくる。いきいき・ニコニコ介護予防教室については様々な種類の事業を実施し、多くの方に参加していただき、介護予防につなげたいという姿勢がうかがえる。

また、認知症サポーター養成講座や徘徊模擬訓練など関係機関と連携した地域で高齢者を支える仕組みづくりは評価できる。高齢化の進行とともに今後益々認知症高齢者が増加することを考え、これまでの取り組みを充実させるとともに、高齢になっても誰もが安心して自分らしく暮らせるまちづくりを社会全体で推進していただきたい。そのために、医療や介護、地域福祉ネットワークや関係団体との連携を推進し、「地域包括ケアシステム」の早期実現をはかられたい。

(3) 障害者福祉

施策の目指す姿

障害のある方も、障害のない方も、住みなれた地域で、安心して、自立した生活をおくっています。



※ 平成24年度からの統計は、市内の就労支援事業所（4事業所）から一般就労した障害者数となっており、策定時や目標値の特別支援学校の卒業生などを含めた統計数値と異なっている。これは、市の施策により一般就労につなげることができた障害者数を明らかにすることが、施策の評価として適切ではないかと考え、変更したものである。

施策の体系 ～障害者福祉～	
<p>①障害福祉計画の推進</p> <p>②保健医療の充実</p> <p>A 障害の予防と早期発見</p> <p>B 医療費助成制度の充実</p> <p>C 精神障害者の社会復帰の支援</p>	<p>③社会的自立への支援</p> <p>A バリアフリー社会の実現</p> <p>B 地域活動への参加促進</p> <p>C 安全・安心の確保</p> <p>④自立にむけた基盤の整備</p> <p>A 教育・保育の充実</p> <p>B 就労・雇用の支援</p> <p>C 地域での自立支援</p>

具体的な事業	基本計画 P121
①障害福祉計画の推進	
<p>第4期障害福祉計画の策定</p> <p>【内容】障害のある方の生活状況やニーズなどを把握し、障害者施策の推進に役立てるため基礎調査を実施し、第4期障害福祉計画を策定した。</p> <p>【効果】基礎調査により、身体障害のある方の高齢化や将来への不安、災害時に不安があることを把握することができ、課題を反映させた計画とすることができた。また、この計画に基づき適切に事業が進められている。</p>	
②保健医療の充実	
<p>障害の予防と早期発見</p> <p>【内容】妊産婦訪問指導、生後4か月までに乳児のいる家庭全戸を保健師または助産師が訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を始め、3から4か月児健康診査、乳幼児の運動や精神の発達面で心配がある方を対象実施している乳幼児発達健康診査、3歳児健康診査など様々な機会を捉え、指導及び早期発見に努めた。</p> <p>【効果】妊娠期からの指導も含め、乳幼児から見守ることで障害の早期発見、予防がはかられた。</p>	



<b>②保健医療の充実</b>
<p><b>難病医療費助成制度(都制度)</b></p> <p>【内容】国などが指定する疾病にり患している方を対象に経済的負担を軽減するため、医療費の一部を助成した。</p> <p>【効果】難病の患者に対する医療等に関する法律が平成27年1月に施行され、国指定疾病が平成26年12月までは56疾病だったが、平成27年1月より110疾病、平成27年7月より306疾病に拡大され、経済的な負担が大きい患者を支援することができた。</p>
<p><b>精神障害者の社会復帰の支援</b></p> <p>【内容】障害者総合支援法に基づく地域相談支援事業として地域移行支援、地域定着支援があり、関係機関との連絡調整や緊急時などに必要な支援を行った。</p> <p>【効果】平成26年度において、地域移行・地域定着支援を利用するなかで、2人が精神科病院を退院し地域生活に移行した。なお、平成27年度の地域移行者は0人となっている。</p>
<b>③社会的自立への支援</b>
<p><b>点字広報紙の発行</b></p> <p>【内容】「広報あきしま」の記事の中から暮らしに密着した情報を抜粋し、点字サークルに委託して点訳。平成27年度は、毎月1回(年12回)発行し、利用者に送付した。このほか、図書館に1部置いている。</p> <p>【効果】平成28年4月1日現在、5名が利用している。</p>
<p><b>「声の広報」の発行</b></p> <p>【内容】「広報あきしま」の掲載内容すべてについて、朗読・録音を音訳サークルに委託し、完成したCDを「広報あきしま」の発行に合わせて利用者に送付する。平成27年度は、毎月2回(1月・8月は合併号のため1回)、合計22回発行し、利用者に送付した。</p> <p>【効果】平成28年4月1日現在、27名が利用している。</p>
<p><b>移動支援事業</b></p> <p>【内容】屋外での移動が困難な障害のある人を対象に、外出時の支援を行うため、ガイドヘルパーを派遣した。平成26年度は延べ9,497時間、平成27年度は延べ10,657時間の利用があった。</p> <p>【効果】移動が困難な方の外出に役立っている。</p>
<p><b>やさしく快適なまちづくり推進整備事業</b></p> <p>【内容】前方の危険の可能性もしくは歩行方向の変更の必要性を予告すること、歩行方向を案内することを目的として視覚障害者誘導用標示を設置。平成23年度から平成27年度に351.4m設置した。</p> <p>【効果】視覚障害者の外出時の不安が軽減された。</p>
<p><b>公共施設のバリアフリー化</b></p> <p>【内容】市の公共施設について、新築工事においては建物入口までの円滑化経路を確保し、昇降機の設置(障害者対応)、誰でもトイレ及び段差対応など、ユニバーサルデザインの視点に基づき、バリアフリー施設とした。また、既存の施設においては誰でもトイレ・出入口の引戸改修及びスロープ設置など、バリアフリー化を行った。</p> <p>【効果】既存施設においても、改修工事などでバリアフリー化が進み、障害のある方、高齢者、乳幼児の保護者の方々にも利用しやすい施設となっている。</p>
<p><b>福祉のまちづくり事業</b></p> <p>【内容】東京都福祉のまちづくり条例に該当する都市施設(一定規模の事務所・店舗等)の新築・改築時にバリアフリー化をはかることを目的として、整備基準についての相談及び届出などを受けた。</p> <p>【効果】一定規模の事務所、店舗などのバリアフリー化がはかられ、障害のある方、高齢者、乳幼児の保護者の方々にも利用しやすい施設となっている。</p>
<p><b>チャレンジデーへの参加支援</b></p> <p>【内容】市内の障害者支援施設にチャレンジデーの参加を呼び掛けるとともに、スポーツ指導者を派遣した。</p> <p>【効果】平成27年度は7団体、約310人がチャレンジデーに参加し、健康増進や体力向上のきっかけとなった。</p>

<p><b>③社会的自立への支援</b></p>
<p><b>地域活動支援センター事業</b></p> <p>【内容】主に精神障害のある人を対象に、創作活動、生産活動及び交流事業などができるオープンスペースを開設し、相談業務を行うとともに地域社会と交流できる機会を提供した。</p> <p>【効果】日中の活動の場の確保がはかられ、精神障害者の外出や、社会参加への動機づけがはかられた。なお、平成27年度の相談支援5,768件、オープンスペースは年間251日開設し、延べ2,216人の利用があった。</p>
<p><b>障害のある青年の交流講座</b></p> <p>【内容】障害のある青年たちが、健常な青年たちと一緒に活動する中で、交流を深め仲間づくりを進めながら、障害を乗り越え自立したくましく生きていくことを目的に年間を通し、スポーツ、レクリエーション、創作活動などを実施した。</p> <p>【効果】活動を通し、意欲的に参加するメンバーが増え、講座終了後の交流につながっている。</p>
<p><b>災害時要援護者登録の推進</b></p> <p>【内容】災害発生時において自らを守るための適切な行動をとることが困難な方（災害時要援護者）を対象に、「災害時要援護者登録名簿」を作成。広報などで制度の周知をし、登録の推進をはかった。</p> <p>【効果】平成28年3月末現在、881人が要援護者として登録している。</p>
<p><b>④自立にむけた基盤の整備</b></p>
<p><b>相談支援事業</b></p> <p>【内容】障害のある方やその家族からの相談に応じるため、市及び市が委託している3箇所の相談支援事業所が連携し、情報提供や権利擁護などに必要な支援を行い、自立した日常生活・社会生活の促進をはかった。1箇所では専門性を備えた障害当事者がカウンセラーとなり、互いに経験・体験を踏まえた相談支援を行うなど、相談者に寄り添った相談を実施している。相談件数は平成26年度4,483件、平成27年度4,514件となっている。</p> <p>【効果】障害のある方やその家族の悩みの解決や、サービスの提供などにつながっている。</p>
<p><b>児童発達支援相談等事業</b></p> <p>【内容】児童発達支援基本計画に基づき、啓発事業、巡回相談等児童発達支援に関する事業を実施した。また、（仮称）昭島市児童発達支援センター事業詳細計画を策定し、児童発達支援を行うための中核的な拠点施設の設置についての準備を進めている。平成27年度の教育・保育施設巡回相談延べ相談件数は346件、学童クラブ延べ相談件数は263件となっている。</p> <p>【効果】相談者の悩みの解決や、サービスの提供などにつながっている。</p>
<p><b>副籍・居住地交流事業</b></p> <p>【内容】「共生地域の実現」に向け特別支援学校や特別支援学級に在籍するすべての児童・生徒が居住する地域とのつながりを維持・継続できるようにする。</p> <p>【効果】児童・生徒にとって、居住する地域における同年代の児童・生徒との関係が構築された。</p>
<p><b>就学相談事業</b></p> <p>【内容】小学校、中学校へ就学するにあたり、心身に障害の心配があり、特別な支援を必要とするお子さんの相談を受け、適切な就学を支援した。</p> <p>【効果】就学相談の結果、平成27年度は88件の相談を実施し、小学校の児童13人及び中学校の生徒17人が特別支援学級又は特別支援学校に就学、転学して学んでいる。</p>
<p><b>就労・雇用の支援</b></p> <p>【内容】障害者総合支援法に基づく訓練等給付事業として就労移行支援、就労継続支援があり、各事業所において必要な支援を行っている。また、市としては、民間企業などに対して障害者の雇用促進や労働環境の整備についての要請は行っていない状況となっている。</p> <p>【効果】就労移行支援延べ利用者（平成27年度：217人・平成26年度230人）、就労継続支援延べ利用者（平成27年度3,153人・平成26年度3,014人）となっているが、福祉施設から一般就労への移行者は、平成27年度・3人、平成26年度・6人となっている。</p>

#### ④自立にむけた基盤の整備

##### 地域での自立支援

【内容】障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として相談支援（2箇所）を行うとともに、地域活動支援センターを1箇所設置し、相談業務やオープンスペースを提供し、障害のある方の集いの場を提供した。また、平成25年5月より、障害者虐待防止センターを開設し、権利擁護に関する支援に努めた。

地域活動支援センターの利用者は、平成27年度（相談支援5,768件、オープンスペース（開設日数251日、利用者数2,216人））となっている。また、障害者虐待防止センターには平成27年度で16件の相談・通報があった。

【効果】障害のある方が地域で自立して生活するための支援として役立っている。障害者虐待防止センターの電話対応や訪問対応による支援は虐待防止に役立っている。

#### 内部評価

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が平成25年4月に施行され、地域社会において、障害のある人もない人も住み慣れた地域で共に暮らし、共に活動できる共生社会を目指し、障害のある人の生活支援や自立と社会参加を促す施策が講じられてきている。

保健医療の充実として、難病医療費助成制度の対象疾病（国指定）が平成27年1月より順次拡大され、経済的な支援をはかることができた。社会的自立への支援では、点字広報紙や声の広報を発行するとともに、障害者の社会参加を支援するため、外出時の支援策としてガイドヘルパーを派遣する移動支援事業や歩道などに視覚障害者誘導用表示を設置するなどの支援に努めている。また、自立に向けた基盤の整備では、就学相談や障害者（児）相談支援事業、雇用や就労に向けた支援を行うとともに、（仮称）児童発達支援センターの平成31年度の開設に向け取り組みを進めている。

しかし、精神障害者の社会復帰の支援や一般就労へ移行した障害者数など、目標値を下回っている施策もあることから、平成28年4月に設置された障害者地域支援協議会の活動や障害者（児）福祉ネットワークとの連携により、効果的な支援に努めていく。

#### 評価

障害がある方への取り組みは多岐にわたり進められており評価できる。障害のある人もない人も住み慣れた地域で共に暮らし、共に活動できる共生社会が形成されるよう、障害のある人の生活支援や自立と社会参加を促す施策が重要となっている。障害の状態も様々であろうことから、一人ひとりに合った支援が提供できるよう、相談体制も充実させ、障害のある方に寄り添った事業展開を推進されたい。

また、政策指標である一般就労へ移行した障害者数の目標値については、数値の捉え方を変更したのであれば、目標値も見直すべきであると考えます。

## (4) 生活の支援・保護

## 施策の目指す姿

生活困窮者に対するセーフティネットが機能し、支援を受け、自立した生活に復帰することができます。

施策の体系 ～生活の支援・保護～	
①自立への支援	
A	生活困窮者への支援
B	生活の援護

具体的な事業	基本計画 P126
①自立への支援	
生活保護事務	
<p>【内容】生活相談に関しては、知識や経験豊富な相談員を雇用し、要保護者などの生活上の問題を解決するために必要な助言などを行った。被保護者に対しては、ケースワーカーによる訪問や面接などを行い、適切な支援や助言指導を行うとともに、専門的な知識のある就労支援員や保健指導員を活用し、自立に向けた助言や指導を行った。</p> <p>平成27年中の生活相談件数については、457世帯から846件の相談があった。高齢や傷病などの原因で、223件が開始され、転出や収入増などにより198件が廃止となったため、平成28年3月31日現在で、生活保護受給世帯は1,807世帯となっている。</p> <p>【効果】生活相談などを経たうえで適正な受給が開始され、適切な支援、助言のもと、収入増による廃止もされている</p>	
自立支援プログラム事業	
<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労支援プログラム           <p>稼働能力を有する被保護者に対して、就労支援相談員による就労指導することにより、適正な保護の実施に資する。</p> </li> <li>・就労支援事業活用プログラム           <p>就労意欲を有する被保護者に対して、福祉事務所と就労支援相談員との協議により、ハローワークの生活保護受給者等就労支援コーディネーターなどと連携して、個別的就労支援メニューを実地し、被保護者の経済的自立を目指す。</p> </li> <li>・生活習慣病患者等健康管理プログラム           <p>医療扶助を受給している被保護者に対して、生活習慣病の予防や適正な受診方法などについて、保険指導員によって指導することにより、適正な医療扶助の実施に資する。</p> </li> <li>・生活保護債権管理プログラム           <p>多重債務などを抱えている被保護者に対し、法テラスなどを紹介して債務の解消及び社会生活自立をはかる。</p> </li> </ul> <p>【効果】就労支援については、61人に対し就労支援を行い36人が就労することができ内17人が自立による生活保護の廃止につながった。</p>	

## ①自立への支援

## 生活困窮者自立支援事業

【内容】生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化をはかるため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行う「生活困窮者自立支援事業」を法の規定に基づき、平成27年度から開始した。

【効果】多様で複合的な課題を抱えて「制度の狭間」に陥りがちな生活困窮者への包括的な支援の実施により、本人の状況に応じた個別的支援がはかられ、就労など、社会的自立につながっている。

平成27年度には、相談のあったケースのうち19名について支援プランを作成し（平成28年度に継続して支援を実施しているものを含む。）、また、12名に住宅確保給付金を支給するなど、その支援に努め、12名の一般就労につなげた。

## 内部評価

生活保護事務については、国の制度設計に基づき、実施をしている。生活相談などを経たうえで適正な需給が開始され、低所得者などへの生活基盤の確保がはかられている。

また、稼働能力を有する被保険者や就労意欲を有する被保険者などに対しては、自立支援プログラムを実施し、自立した生活が可能となるよう、就労へつなげている。

人口減少、少子高齢社会が進展する今後においては、被保険者の増加が予測され、その財源確保や適正な需給につながる生活相談などの機能充実をはかる必要がある。

新たなセーフティネットとして開始した生活困窮者自立支援事業は、相談者の一般就労など社会的自立につながっている。また、同事業に関連し、「子供の学習支援」や「家計相談支援」などの任意事業についての検討も進めており、おおむね順調なスタートができています。

## 評価

誰もが住みやすいまちとは、弱者に対して配慮ができていのかどうかポイントとなる。必要な人には必要な支援を、自立が可能な方にはそれを支援する取り組みが求められている。新たなセーフティネットとして開始された「生活困窮者自立支援事業」については、生活保護に至らないための事前の施策として、行政から積極的に働きかけ手を差しのべるなど、生活困窮に陥らないための取組が重要である。実質的な成果が出るような取り組みを進められたい。

高齢化が進む中、今後も、生活保護受給者の増加が予測され、財政との兼ね合いを考えつつ、より力を入れて取り組まれたい。